

教職教育センター規程

制定 令和5年4月1日

(設置)

第1条 岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）に教職教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における全学的な教職課程の円滑な管理運営を行い、実習、教員就職等の学生支援の充実を図るとともに、教員養成と教育実践に関する研究を推進することにより、高度な実践的指導力と人格的素養を有する教員等の養成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「研究員」とは、本学及び附属学校（園）に所属する専任教育職員をいう。

(事業)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全学共通教職課程の運営（企画・管理・実施）
- (2) 実習及び保育士・教員就職等における学生支援
- (3) 教員養成と教育実践に関する研究
- (4) 地域の教育課題解決及び教育の振興に関する研究
- (5) 教員養成に係るF D・S D
- (6) 免許法認定講習の運営（企画・管理・実施）
- (7) 課程認定、指定保育士養成施設の申請（届出）及び変更届等に関すること
- (8) 教職課程の自己点検・評価の実施
- (9) 教育委員会など外部関係機関との連携
- (10) 附属学校との教育実践に関する連携協力
- (11) 研究紀要の刊行
- (12) その他センターの目的達成に必要な事業

(構成)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター所属教育職員
- (3) 研究員
- (4) 事務職員

2 センターに、教職課程課、教職教育研究課、教育実習課、及び教職支援課を置く。

(分室)

第6条 センター、教職課程課、教職教育研究課、教育実習課及び教職支援課は、必要に応じその分室を設けることができる。

(運営委員会)

第7条 センターの適正かつ円滑な管理運営を期するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別にこれを定める。

(センター長)

第8条 センター長は、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改正又は廃止は、運営委員会の議を経て、評議会で決定する。

(幹事)

第10条 センターに関する事務は、教職課程課、教職教育研究課、教育実習課、教職支援課が担当する。

附 則

1 この規程は令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、全学実習委員会規程（平成16年4月1日施行）、教員養成カリキュラム委員会規程（平成21年6月1日施行）及び教育実践科学研究センター規程（平成11年4月1日施行）は、廃止する。